

平成23年12月20日

安心生活創造事業における「権利擁護」について
(品川成年後見センターによる成年後見制度への取組み例)

(社福)品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター所長 齋藤修一

1 品川区の成年後見制度への取組み

(1) 品川区の概況と制度の潜在的利用者

- ① 総人口 353,077 人
- ② ひとり暮らし高齢者(民生委員調査分) 7,283 人
- ③ 65歳以上の高齢者数69,985人高齢化率19,82%(平成23年7月1日現在)
〈推計上の認知症高齢者数約4,400人〉
- ④ 知的障害者1,495人(平成23年4月1日現在の手帳交付者)
- ⑤ 精神障害者1,304人(平成23年4月1日現在の手帳交付者)
- ⑥ 潜在的利用者は約7,200人

2 品川区の「権利擁護」の仕組み

[資料1, 2]

- (1) 平成12年11月「品川区権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会」設置
- (2) 平成14年6月 権利擁護に関する事業を専門的に担う機関として、品川区社会福祉協議会(以下「区社協」という)に品川成年後見センター(以下「後見センター」という)を設置した。

3 区社協による法人後見の実施状況等

(1) 人員

後見センターのスタッフ数	75名	(平成23年11月30日現在)
〔内訳〕 常勤職員	10名	
非常勤職員(支援員)	65名	(44名は市民後見人の実務研修中)

(2) 後見センターの活動内容

① 法人後見活動

品川区は、区と区社協との役割分担の仕組みづくりのもと区長申立てを活発に行い、区社協は身寄りのない方に対する法人後見人としての役割を果たし、代理申立て(注)をも行うことにより、区内の認知症高齢者や障害者のためのセーフティネットを張っている。

(注)代理申立て

平成19年3月から、後見申立の意思を有する親族が遠隔地に住所を有していたり、高齢・病弱等の理由で家庭裁判所に申立手続きをすることが困難な場合に、当該親族と区社協との委任契約に基づき無償で親族申立ての代理を行っている。

法人後見受任総数	178件	(平成23年11月30日現在)
〔内訳〕 法定後見	173件	任意後見 5件

② 任意後見制度の活用

将来に不安を感じている人に対しては、日常生活自立支援事業を発展させた「あんしんサービス」契約と任意後見契約を組み合わせるもの。

③ 市民後見人の養成・活用

品川区と区社協とは、平成 17 年度の都実施の社会貢献型養成事業への参加を決定し、また、平成 18 年 3 月から区内でも独自の市民後見人養成事業を品川市民後見人の会(NPO法人)と共催し、育成と活用をすることに着手した。

〔市民後見人の意義・位置付け等〕

市民後見人は、社会貢献意欲に富み地域活動の延長で後見活動を目指す人が多く、後見人としても親身になってきめ細かい活動が期待できる。

品川では、市民後見人は専門職後見人不足を補う補完としてではなく、地域で必要とされる新たな第三者後見人として位置付けている。

④ 後見監督活動

市民後見人を後見人候補者とする場合には、区社協を後見監督人候補者として家裁に申立てを行い、選任されている。

後見監督人受任総数	42件	(平成23年8月31日現在)
〔内訳〕 市民後見人に対して	40件	
親族後見人に対して	2件	

⑤ 品川成年後見センター運営委員会(第三者機関)

適正な制度運営の確保のため、学識経験者、弁護士、医師、民生委員、福祉関係者、行政関係者の構成員によって、3ヵ月ごとに開催している。

審議、監査事項

- 区長申立て案件の報告
- 区社協による法人後見の受任等に係る適否
- 市民後見人等の第三者後見の受任等に係る適否
- 区社協による任意後見契約の締結に係る適否
- その他運営に関する重要な事項の検討 など

4 地域福祉の課題解決に役立つ資金調達等

区社協の遺贈活用による成年後見報酬等助成事業等 (別紙東京新聞の記事)

5 おわりに

品川では、今後も市民後見人の養成事業や実務研修に積極的に努め、社協の後見監督人との組み合わせで、市民後見人による受任実績を確実に蓄積していくつもりである。市民後見人の良さである、本人の身近で生活支援を発揮してもらうために、市民後見人の力量や適性を見極めながら、在宅の認知症高齢者事案や障害者事案など一般的で多様なものを受任できるように今後も支援していくつもりである。

この市民後見人の積極的な活用策は、地域の後見ニーズに適うだけでなく、ひとり暮らし高齢者や障害者の支援を含む福祉の街づくりを促す効果が期待でき、地域コミュニティを新たに生み出すことにも繋がると思われる。

重層的な制度活用

資料 1

本人の状況
(判断能力)

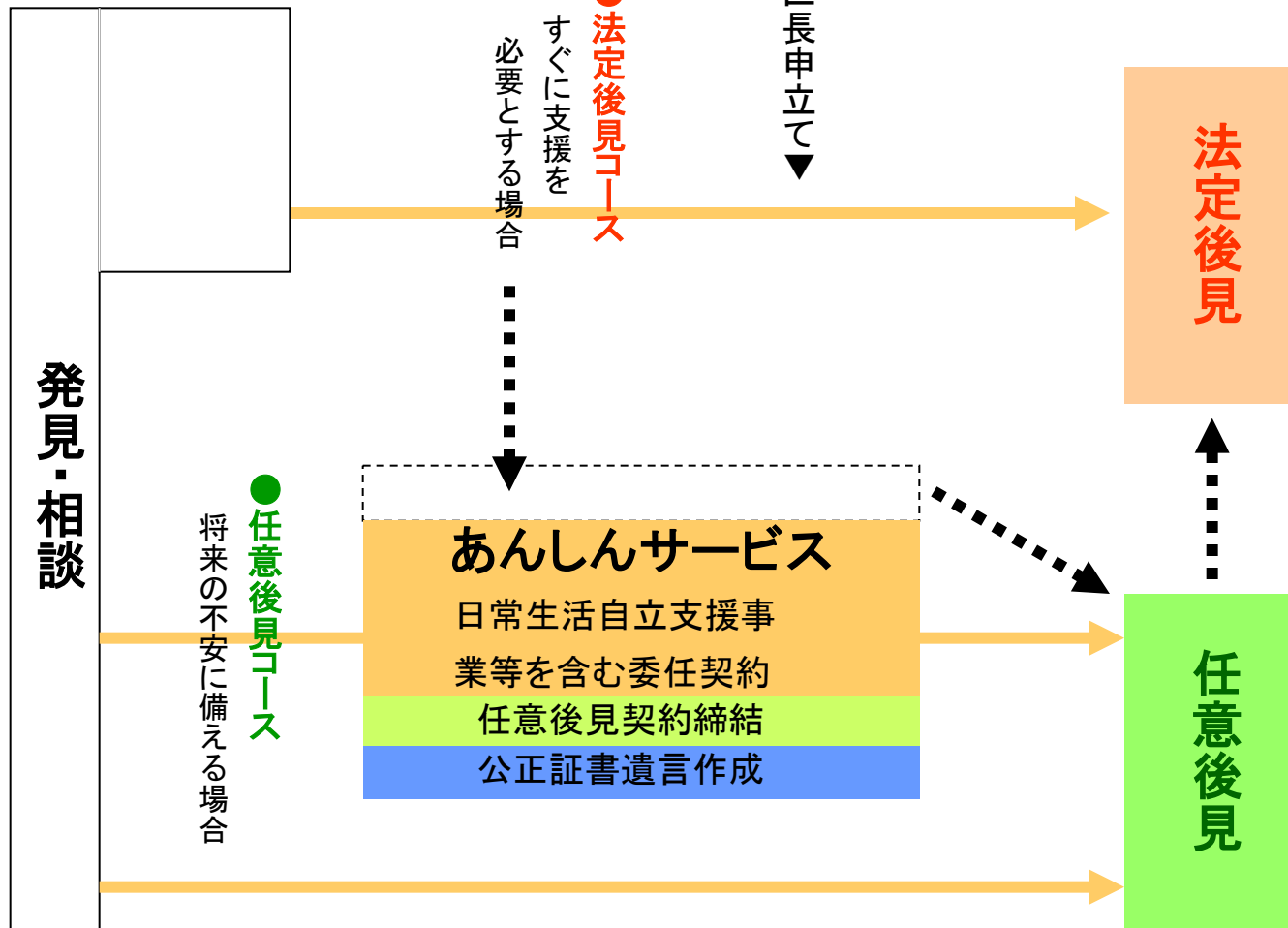
あり

なし

法定後見制度

任意後見制度

発見・相談



注意) 点線の矢印は、基本の2つのコース以外に考えられうる流れ

ケース発見から成年後見制度利用までの流れ

